

消防用設備点検業務仕様書

長野県上松技術専門校

1 目的

本仕様書は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 及び消防法施行令（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号）第 36 条第 2 項第 2 号規定に基づき実施するものであり、業務の内容及び方法は下記のとおりとする。

2 対象施設の名称及び所在地

名称 長野県上松技術専門校 校舎及び寄宿舍

所在地 長野県木曾郡上松町大字小川 3540、3550

3 業務の内容

(1) 点検実施回数及び時期

総合点検・・・・・・・・・・ 1 回（8 月～9 月）

機器点検・・・・・・・・・・ 2 回（8 月～9 月及び 2～3 月）

(2) 点検内容

別添「消防用設備保守点検項目一覧」に記載の設備等について、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）」、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の書類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成 16 年消防庁告示 9 号）」等消防庁告示の基準に従い行うものとする。

なお、業務実施にあたり、施設運営の支障とならないよう、委託者と事前に点検の日程等について調整を行うこと。

(3) 点検者の資格

消防設備士又は消防法施行規則第 31 条の 6 第 6 項に規定する消防設備点検資格者とする。

(4) 点検結果報告書の作成、提出

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和 50 年 10 月 16 日消防庁告示第 14 号）の規定に基づき、校舎及び寄宿舍それぞれ 2 部作成し、本校を所管する消防署長へ提出後、副本を当校へ提出すること。

(5) その他

本校が実施する消防訓練に際し、器具の操作方法説明等、訓練指導に協力すること。